### 設置の趣旨等を記載した書類

## 資料目次

資料 1	令和4年度大学院改組計画••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
資料 2	カリキュラム体系・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
資料3	授業科目とSDGsとの関連性	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
資料 4	履修モデル・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
資料 5	定年に関する学内規程・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
資料6	専任教員の授業科目一覧・・・																					7

### 令和4年度 大学院教育学研究科(修士課程・専門職学位課程)の改組計画

#### 令和2年度 現在

課程	専攻	コース	入学 定員	
専門職学位課程	教職開発専攻	学校組織マネジメントコース 学習指導コース 生徒指導コース 特別支援教育コース	25	T

#### 佘和4年4日

고세수부수거				
課程	専攻	コース	領域	入学 定員
			学校組織マネジメント	
		学校教育マネジメントコース	学級づくり・特別活動マネジメント	
		子校教育マネンアンドコース	ESDマネジメント	
			教育情報化マネジメント	
専門職学位課程	<b></b>		生徒指導・学校カウンセリング	50
· 导门	教職開発専攻	教育発達支援コース	幼年教育	50
			インクルーシブ教育	
	教		言語·社会科学	
		教科教育コース	理数·生活科学	
			芸術・保健体育	

課程	課程 専攻 専修							
	人間発達専攻	教育·心理	9					
	八间光廷守以	発達教育臨床	9					
		国語教育·日本語日本文化教育						
	社会科教育							
	数学教育 理科教育(文化財科学を含む)	数学教育						
修士課程			理科教育(文化財科学を含む)		45			
	教科教育専攻	音楽教育	36					
		造形表現(美術·書道)·伝統文化教育						
		保健体育						
		英語教育(異文化理解を含む)						
		生活科学教育						

課程	専攻	専修	入学 定員	
修士課程	伝統文化教育·国際理解教育專攻	伝統文化(書道を含む)教育・国際理解教育	20	

# 修士課程のカリキュラム体系

資料 2 ※修了要件:30単位以上

### 修士論文

#### 課題研究

ゼミとして、「共通コア科目」「実践コア科目」「専門深化科目」での学びを結合するための研究科目

#### 専門深化科目

| 4~|6単位以上

各院生が自分自身の研究関心に基づき、それぞれの領域を深く学ぶことができる科目 (フィールドワークやフィールドリサーチを含む)

A群: 伝統文化教育領域

B群:国際理解教育領域

#### 実践コア科目

2~4単位以上

共通コア科目を前提として、教育・研究の導入となる科目

伝統文化教育領域

- ・伝統文化の継承と発信
- ・書道の芸術性と実用性

国際理解教育領域

・多文化共生社会創造のための教育

### 共通コア科目

8単位必修

全専任教員によるオムニバス形式で、奈良を基盤とする伝統文化、国際理解教育についての基礎的な知識を身につけながら、教育課程全体を俯瞰する科目

- ・世界の中の奈良-文化を知り・つなぎ・伝える-
- ・グローバル・シティズンシップ教育論
- ・SDGsと教育

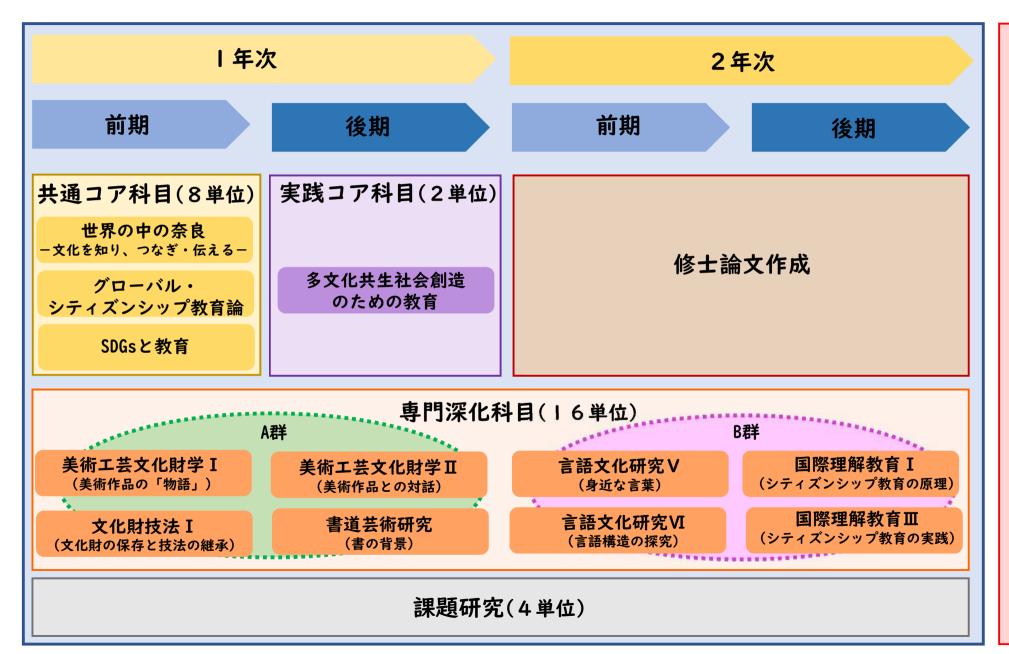
-9

# 資料3

#### 修士課程カリキュラム(SDGsとの関連性)

10			授業科目の名称									SDGsの目	標							
10	共	01	世界の中の奈良 一文化を知り・つなぎ・伝える	1.77.000000	2 ##	3 12.524 -W•	4 257,255	<b>©</b>	6 1111	•	****	9 10100	(⊕) (⊕)	n	12 :::	13 to 14.	N 1:::::	15 H M	¥.	17
10	コア	02	グローバル・シティズンシップ教育論		2 111	3 15.551 -W+	4 257.75	<b>©</b>	61	0	****	9 101199	<b>(⊕)</b>	" Alta	17 :::	13 tors.	N TOWN	15 th	¥.	17 &
1		03	SDGsと教育		2##	3 12511 -W+	4 2007/201	<b>©</b>	6		****	9 11,100		n Alte	<b>∞</b>	11 101 L	M Times	15 11	¥.	17
		04	伝統文化の継承と発信				4 England							1						17
□ 0 多文化共産党の設定からの設省	コア	05	書道の芸術性と実用性											n						
1		06	多文化共生社会創造のための教育			3 15551 -W+					****		(E)	Alta					*	
で 文化財技治 I (文化財技会の返休機)		07	美術工芸文化財学Ⅰ(美術作品の「物語」)				4 255,25							AL.						17
10 文化財技法 1 (文化財 2 (文化財 2 (次化財 2 (次代財 2 (次代) 2 (		08	美術工芸文化財学Ⅱ (美術作品との対話)											ALL:						17
10 文化財技術 I (文化財科学の方法)		09	文化財技法 I (文化財の保存と技法の継承)				4 Entyrh							AL.						
12 文化財科学Ⅱ(文化財科学の支護化)		10	文化財技法Ⅱ(文化財技法の追体験)											AL.						
3		11	文化財科学 I (文化財科学の方法)											AL.						17
13 漢字事法漢習 (漢字の五春体と薬師の枝出)   14 仮名書法漢習 (臨書から創作への規則)   15 審選芸術研究 (書の背景)   15 審選芸術研究 (書の背景)   16 事選文化研究 (文字とは何か)   17 言語文化研究 I (日本語教育の原理)   18 言語文化研究 I (日本語教育の実践)   19 言語文化研究 I (日本語教育の実践)   19 言語文化研究 I (日本語教育の実践)   10 言語文化研究 I (日本語教育の実践)   10 言語文化研究 I (日本語教育の実践)   10 言語文化研究 I (音話構造の規究)   10 言語 I (音述 I (音話構造の規究)   10 言語 I (音述 I (言述		12	文化財科学Ⅱ (文化財科学の実践)				4 England							AL.						17
1-   飲名書法報習 (議事から創作への原則)   1-		13	漢字書法演習(漢字の五書体と篆刻の技法)											ALL						
15		14	仮名書法演習 (臨書から創作への展開)											n						
16 書道文化研究 (文字とは何か)   17 言語文化研究 I (日本語教育の原理)   18 言語文化研究 II (日本語教育の実践)   19 言語文化研究 II (国本語教育の実践)   19 言語文化研究 II (憲政・中央の日本漢文)   19 言語文化研究 II (憲武・大学・中央の日本漢文)   19 言語文化研究 II (憲武・大学・中央の日本漢文)   19 言語文化研究 II (憲武・大学・中央の同理)   19 言語文化研究 II (憲武・大学・中央の同理)   19 言語、中央の一部の同理   19 言語、中央の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の一部の		15	書道芸術研究 (書の背景)											ALE:						
17	門深	16	書道文化研究(文字とは何か)				4 :::::							ALLE						
18 言語文化研究II (日本語教育の実践)	科	17	言語文化研究 I (日本語教育の原理)																	
20 言語文化研究IV (奈良ゆかりの日本漢文)   1		18	言語文化研究Ⅱ (日本語教育の実践)				4::::													
21 言語文化研究V (身近な音葉)       22 言語文化研究VI (言語構造の探究)       23 国際理解教育 I (シティズンシップ教育の原理)       24 国際理解教育 II (複言語・複文化教育の原理)       25 国際理解教育 II (シティズンシップ教育の実践)       26 国際理解教育 IV (複言語・複文化教育の実践)		19	言語文化研究Ⅲ (漢文学とは何か)				4:55*	<b>©</b>					(E)							
21 言語文化研究VI (含語構造の探究)       22 言語文化研究VI (含語構造の探究)       23 国際理解教育 I (シティズンシップ教育の原理)       24 国際理解教育 II (複言語・複文化教育の原理)       25 国際理解教育 II (シティズンシップ教育の実践)       26 国際理解教育 IV (複言語・複文化教育の実践)		20	言語文化研究IV(奈良ゆかりの日本漢文)					<b>©</b>					(\$) (\$)						¥.	
23 国際理解教育 I (シティズンシップ教育の原理)     1000000000000000000000000000000000000		21	言語文化研究V(身近な言葉)				4::::													
23 国際理解教育 I (シティズンシップ教育の原理)       24 国際理解教育 II (複言語・複文化教育の原理)       25 国際理解教育 II (シティズンシップ教育の実践)       26 国際理解教育 IV (複言語・複文化教育の実践)		22	言語文化研究VI(言語構造の探究)				4 157,75													
25 国際理解教育II (シティズンシップ教育の実践)       26 国際理解教育IV (複言語・複文化教育の実践)		23	国際理解教育 I (シティズンシップ教育の原理)				4 555.55						<b>10</b> mm.						×	
26 国際理解教育IV (複言語・複文化教育の実践)		24	国際理解教育Ⅱ (複言語・複文化教育の原理)																***	
		25	国際理解教育Ⅲ (シティズンシップ教育の実践)																	
<ul><li>研課</li><li>完整</li><li>27</li><li>課題研究</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><li>□</li><l></l></ul>		26	国際理解教育Ⅳ(複言語・複文化教育の実践)				4 Edyah						4ê)							
	研課究題	27	課題研究				4::::	<b>©</b>					(E)	ALL					¥.	17

# 履修モデル (例)



資料5

#### ○国立大学法人奈良教育大学教員の就業に関する規則

(平成16年4月1日規則第44号)

改正 平成19年3月23日規則第37号 平成20年5月23日規則第52号 平成27年3月27日規則第28号 令和3年3月26日規則第21号

(目的)

- 第1条 この規則は、「国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則」(平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。)第3条第2項の規定に基づき、教員についての採用・懲戒等に関する事項を規定することを目的とする。 (適用範囲)
- 第2条 この規則は、次の各号に掲げる教員に適用する。
  - 一 教授、准教授、専任講師、助教及び助手(以下「大学教員」という。)
  - 二 附属学校の校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭(以下「附属学校教員」という。)

(選考方法)

- 第3条 大学教員の採用及び昇任の選考基準は、教育研究評議会の議を経て、学長が定める。
- 2 前項の基準による選考は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。
- 3 教育研究評議会は、前項の審議を行うに当たり、教授会の議を経なければならない。
- 4 附属学校教員の採用及び昇任の選考は、学長が行う。 (配置換)
- 第4条 教員は、原則として教員以外の職種への配置換は行わない。
- 2 大学教員は教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して 配置換を命ぜられることはない。
- 3 教育研究評議会は、前項の審査を行うに当たって、次の各号に掲げる手続を経 なければならない。
  - 一 審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付すること。
  - 二 審査を受ける者が前号の説明書を受領した後14日以内に請求した場合、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。
  - 三 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴すること。
- 4 前項に規定するもののほか、第2項の審査に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。

(休職の期間)

- 第5条 大学教員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間については、個々の場合について、教育研究評議会が定める。
- 2 附属学校教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、満2年とし、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内でその休職の期間を満3年まで延長することができる。
- 3 前項の規定による休職者には、その休職の期間中、給与の全額を支給する。 (降任及び解雇)
- 第6条 大学教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に 反して降任又は解雇されることはない。

- 2 前項の審査は、第4条第2項及び同条第3項の規定を準用する。 (定年)
- 第7条 大学教員の定年は、教職員就業規則第21条第3項の規定に基づき、満65歳とする。

(懲戒)

- 第8条 大学教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ懲戒処分を受けることはない。
- 2 前項の審査は、第4条第2項及び同条第3項の規定を準用する。 (勤務成績の評価)
- 第9条 大学教員の勤務成績の評価及び評価の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議により学長が定める基準に基づき、学長が行う。 (研修の機会)
- 第10条 大学教員及び附属学校教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 2 大学教員及び附属学校教員は、教育研究に支障のない限り、学長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 大学教員及び附属学校教員は、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(附属教員の研修)

- 第11条 附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園の教員は、初任者研修及び中堅教 諭等資質向上研修を受けるものとする。
- 2 前項の研修の実施に関しては国立大学法人奈良教育大学研修規則(平成16年奈良 教育大学規則第59号)に定める。

(大学院修学休業)

- 第12条 附属学校の教員は、許可を受けて3年以内の期間、大学院の課程等に在学 してその課程を履修するために休業することができる。
- 2 前項の休業の期間については、給与を支給しない。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月23日規則第52号)

この規則は、平成20年5月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月27日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第21号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

		専 任 教 員	が 担 当 す る 授 業 科 目 一 覧
	職位	フリガナ 氏名	担当授業科目の名称
1	教授	****	世界の中の奈良 一文化を知り・つなぎ・伝える一※ SDGsと教育※ 文化財技法I (文化財の保存と技法の継承) 文化財技法II (文化財技法の追体験) 課題研究
2	教授	ハンモト アキハッ 橋本 昭典	世界の中の奈良 一文化を知り・つなぎ・伝える一※ SDGsと教育※ 多文化共生社会創造のための教育※ 言語文化研究Ⅲ(漢文学とは何か) 言語文化研究Ⅳ(奈良ゆかりの日本漢文) 課題研究
3	教授	719' t□13 前田 広幸	世界の中の奈良 一文化を知り・つなぎ・伝える一※ SDGsと教育※ 多文化共生社会創造のための教育※ 言語文化研究V (身近な言葉) 言語文化研究VI (言語構造の探究) 課題研究
4	教授	†マギシ コウキ 山岸 公基	世界の中の奈良 一文化を知り・つなぎ・伝える一※ SDGsと教育 伝統文化の継承と発信 美術工芸文化財学 I (美術作品の「物語」) 美術工芸文化財学 II (美術作品との対話) 課題研究
5	教授	彭ムラ マサヒト 吉村 雅仁	世界の中の奈良 一文化を知り・つなぎ・伝える一※ SDGsと教育※ 多文化共生社会創造のための教育※ 国際理解教育II (複言語・複文化教育の原理) 国際理解教育IV (複言語・複文化教育の実践) 課題研究
6	准教授	なほり 79° チルル 和泉元 (和田) 千春	世界の中の奈良 一文化を知り・つなぎ・伝える一※ SDGsと教育※ 多文化共生社会創造のための教育※ 言語文化研究 I (日本語教育の原理) 言語文化研究 II (日本語教育の実践) 課題研究
7	准教授	****	世界の中の奈良 一文化を知り・つなぎ・伝える一※ SDGsと教育※ 書道の芸術性と実用性 仮名書法演習 (臨書から創作への展開) 課題研究
8	准教授	ハシザキ ヒロセ ヨリコ 橋崎(廣瀬)頼子	世界の中の奈良 —文化を知り・つなぎ・伝える—※ グローバル・シティズンシップ教育論 SDGsと教育※ 国際理解教育 I (シティズンシップ教育の原理) 国際理解教育Ⅲ (シティズンシップ教育の実践) 課題研究